

6-2. ケース2（陸路避難、海路避難、空路避難） における対応

<ケース2における基本的な考え方>

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号の一部が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の利用ができる場合

【避難方法】

- ・陸路による避難が実施できる地域は、自家用車・バス等による陸路避難を実施。
- ・陸路による避難が実施できない地域は、船舶による海路避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

(ケース2) 陸路避難、海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合は、陸路と海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。
- なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンエアドームを配備。



(ケ-2) 瀬戸地域の学校・保育所の陸路避難

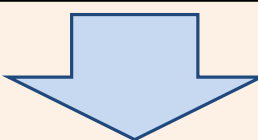
- ▶ 瀬戸地域の3つの小中学校の児童等(約80人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- ▶ 瀬戸地域の2つの保育所の児童(約20人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動の上、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- ▶ 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつくえ)小学校	25人	10人	35人
大久(おおく)小学校	19人	7人	26人
瀬戸(せと)中学校	34人	12人	46人
合計(3施設)	78人	29人	107人

避難準備※1



児童等と職員がともに避難経由所(松前公園)に避難を開始



避難経由所(松前公園)
児童等は、避難経由所で保護者に引渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつくえ)保育所	12人	6人	18人
大久(おおく)保育所	11人	5人	16人
合計(2施設)	23人	11人	34人

避難準備



引渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難を開始

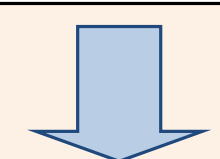


避難経由所(松前公園)
保護者への引渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引渡し

児童の引渡し → 保護者が児童を引取り・避難準備



避難の開始



※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引渡しを実施

※2 児童等の人数については、令和2年4月1日現在

(ケ-2) 三崎地域の学校・保育所の海路避難

- 三崎地域の3つの小中学校及び高等学校の児童等(約180人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 三崎地域の保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動の上、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 船舶の準備が整い次第、三崎港に移動し、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三崎(みさき)小学校	39人	14人	53人
三崎(みさき)中学校	32人	12人	44人
三崎(みさき)高等学校	108人	26人	134人
合計(3施設)	179人	52人	231人

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三崎(みさき)保育所	30人	13人	43人
合計(1施設)	30人	13人	43人

避難準備※1

児童等と職員がともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)
児童等は、避難経由所で保護者に引渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

避難準備

児童の引渡し

保護者が児童を引き取り・避難準備

引渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動。

一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)
保護者への引渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引渡しを実施

※2 児童等の人数については、令和2年4月1日現在

(ケ-2) 学校・保育所の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の学校及び保育所(引渡しができなかった児童)の児童等については、施設敷地緊急事態において、陸路により避難経路所(松前公園)に移動し、保護者への引渡しを実施。
- 三崎地域の学校及び保育所(引渡しができなかった児童)の児童等については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経路所(松前公園)に移動し、保護者への引渡しを実施。

